

令和 7 年度交付金公共下水道水位監視システム構築委託業務
に係る公募型プロポーザル方式実施要領

茅野市上下水道課

1. 目的

本市では、これまでに大雨により河川等が増水し、住宅の浸水や道路冠水が発生している。そのため、浸水等の発生リスクのある地区等において監視カメラや水位計等の設置により、早期の情報把握や対策を行うとともに、市民等が避難行動に関する情報を取得できるよう水位監視システムの構築を行う。

以下の観点を鑑み、業務の目的に最も適した提案者を特定するため、本プロポーザルを実施する。

- ① 視覚的に分かりやすい情報の提供
- ② 簡単な操作で利用できるシステムの提供
- ③ 拡張性のあるシステムの提供

2. 事業概要

(1) 事業名

令和 7 年度 交付金公共下水道水位監視システム構築委託業務

(2) 事業期間

システムの構築期間 契約締結日から令和 8 年 1 0 月 3 0 日まで

(3) ハードウェア設置予定箇所

No.	地点名	緯度経度
1	3－2（別途業務）	北緯 35 度 59 分 44.3 秒 東経 138 度 08 分 32.4 秒 付近
2	4－2	北緯 36 度 00 分 11.5 秒 東経 138 度 08 分 22.4 秒 付近
3	4－3	北緯 36 度 00 分 12.1 秒 東経 138 度 08 分 24.2 秒 付近
4	4－5（別途業務）	北緯 35 度 59 分 58.7 秒 東経 138 度 08 分 52.0 秒 付近
5	5－1	北緯 36 度 00 分 31.5 秒 東経 138 度 08 分 15.5 秒 付近

※別紙「ハードウェア設置予定箇所図」を参照すること

※別途業務とは来年度以降にハードウェア設置を計画している地点

※別途業務以外の地点へはハードウェアの設置が必須

(4) 事業の基本事項

イ) システム概要

システム構築にあたり、最適の機能性能を有するとともに、以下の事項を十分満足するものとなるよう配慮すること。なお、記載内容は必要最低限の機能のみ記載していることに留意し提案を行うこと。

i. ソフトウェア（クラウドシステム）概要

- ① 設置した監視カメラ及び水位計のデータを定期的に取り得ること。
- ② 取得されたデータをデータベース化し、過去データも含め、専用ソフトを用いず、一般的なブラウザ(Microsoft Edge、Google Chrome、Safari)で閲覧可

能とすること。

- ③ クラウドシステムは管理用クラウドと市民公開クラウドに分離すること。
- ④ クラウドシステムはスマートフォン、タブレット、PC から閲覧ができるものとする。
- ⑤ システムが取得した各種データをダウンロードできる機能を有すること。
- ⑥ 将来、ハードウェアが追加された場合でも、対応可能な拡張性を持たせたシステムとすること。
- ⑦ 将来、外部サイトから各種情報（ライブカメラ、雨量、水位など）を取込むなど機能追加が可能なシステムとすること。
- ⑧ 水害リスクを段階的に表示する機能を有すること。
- ⑨ 地図に対象施設の位置を表示できる機能を有すること。
- ⑩ 監視カメラから取得した情報を公開する際に、プライバシーマスク機能を有すること。

ii. ハードウェア概要

- ① 設置する機器はイニシャルコスト、ランニングコストが最も削減できる機器を提案すること。
- ② 茅野市は、冬季間に氷点下となるため、設置する機器は凍結の影響を想定した機器を採用すること。
- ③ 監視カメラは夜間や降雨時でも現場の状況が把握できる性能を確保すること。
- ④ 設置する機器の位置は別紙「施設情報」の各施設備考欄を参照し、決定すること。

ロ) 守秘義務

事業者は、業務の遂行を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用したりすることはできない。業務期間が終了した以後も同様とする。

ハ) その他

業務に関する詳細事項は、協議により決定の上、契約で定めることとする。

(5) 事業限度額

¥22,600,000円（消費税相当額を含む。）

この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業規模を示すためのものである。提案のあった金額に基づき、事業上限額の範囲内で契約するものとする。

(6) 創意工夫として望むもの

本市では今後の展望として下記を検討している。事業限度額には下記項目の費用は含まないが、システムに機能を提供できる場合は審査で加点評価をする。

イ) 他システムとの API 連携

- ロ) 水位アラートを通知する機能（メールや SNS 通知等）の構築
- ハ) AI 等による水位や浸水予測機能の構築
- ニ) 水害リスク事前周知機能（降雨量予測、危険度予測等）の構築

3. 事業者の選定方法

本業務は、公募型プロポーザル方式により提案者を公募し、総合的な見地から判断して最も適した提案者（以下、「特定者」という。）を特定するものとする。

4. 参加資格要件

本公募に参加できる者は、以下に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号（第167条の11第1項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当しないこと。
- (2) 本社所在地市区町村に税の未納または滞納額がない者（法人の場合は、その代表者を含む。）であること。
- (3) 茅野市暴力団排除条例（平成24年茅野市条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条例第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 特定者と決定後、速やかに茅野市へ入札参加資格（委託業務）の申請ができる者。

5. スケジュール

令和7年10月8日（水）	公示
令和7年10月17日（金）	現場説明会申込書提出期限
令和7年10月23日（木）、24日（金）	現場説明会
令和7年11月7日（金）	質問受付期限
令和7年11月14日（金）	質問回答公表
令和7年11月21日（金）	参加申請書提出期限
令和7年11月28日（金）	参加資格審査結果通知
令和8年1月30日（金）	提案書提出期限
令和8年2月6日（金）	提案者プレゼンテーション・ヒアリング審査
令和8年2月12日（木）	審査結果の通知・公表
令和8年2月16日（月）～27日（金）	仕様の協議
令和8年3月4日（水）	仕様の決定
令和8年3月18日（水）	見積書提出
令和8年3月30日（月）	契約締結（予定）

6. プロポーザル参加申請書に関する事項

- (1) 提出書類 プロポーザル参加申請書（様式第2号）、提案者の概要がわかる資料（会社パンフレット等）、法人登記簿謄本、納税証明
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出期限 令和7年11月21日（金）午後5時まで（必着）
- (4) 提出先 〒391-8501 長野県茅野市塚原 2-6-1
茅野市 上下水道課 下水道整備係（担当：柳澤）

電話：0266-72-2101 F A X：0266-72-1301

メール：jogesuido@city.chino.lg.jp

(5) 提出方法 郵送又は持参

※持参による場合の提出時間は、午前9時から午後5時までとし、土曜日・日曜日・祝日を除く。

※郵送の場合は、上記担当者に電話連絡すること。

7. 現場説明に関すること

希望者には、現場確認や事業概要等の確認のため現場説明会を実施する。ただし、申請がなければ対応しない。

(1) 受付期限 令和7年10月17日(金)正午まで(必着)

(2) 申請様式 任意様式

(3) 提出先及び提出方法 第6項(4)(5)に同じ

8. 質問に関する事項

(1) 質問様式 任意様式

(2) 受付期限 令和7年11月7日(金)正午まで(必着)

(3) 提出先 第6項(4)に同じ

(4) 提出方法 メール(上記担当者に電話連絡すること。)

(5) 回答方法 茅野市ホームページで公表

(6) 回答期限 令和7年11月14日(金)

9. 提案書等提出書類に関する事項

(1) 提案書類(A4版の任意様式とし、A3版折畳み可とする。)

ア 提案書

- ・連絡先(担当者氏名、電話、FAX番号、電子メールアドレス等)を必ず記載すること。
- ・業務目的や実施要領等を踏まえ、詳細な仕様について提案すること。
- ・本業務を実施するにあたり、特にアピールしたい事柄又は優位性について、わかりやすく明記すること。
- ・本業務で導入するシステムや機器等について10年分の維持管理費用(年間コスト)の詳細が分かるよう記載すること。
- ・本業務で経費削減をするために工夫した事柄について分かるよう記載すること。

イ 見積書

- ・法人の所在地、名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。

(2) 提出部数 10部(正本1部・審査会による選考用9部)

(3) 提出期限 令和8年1月30日(金)午後5時まで(必着)

(4) 提出先 第6項(4)に同じ

(5) 提出方法 提案書等提出時に事前ヒアリングを行うため、持参とする。また、提出日時については茅野市上下水道課下水道整備係(担当：柳澤 電話：0266-72-2101)と事前に調整を行うこと。ヒアリング内容は提

案書に関する内容の聞き取り、ソフトウェアの構築が実現可能か詳細な聞き取りを行う。

10. 審査に関する事項

(1) 審査方法

別紙「令和7年度 交付金公共下水道水位監視システム構築委託業務プロポーザル方式審査要領」に基づき、審査を行う。

(2) 審査日時 令和8年2月6日(金) ※開催時間は、参加者に直接連絡し調整する。

(3) 審査場所 茅野市役所内 ※開催場所の詳細は、参加者に直接連絡する。

(4) 審査結果の公表

ア 特定者への連絡 審査会で特定された後、速やかに電話で連絡する。

イ 審査結果の公表 茅野市ホームページにより公表する。なお、電話による問い合わせは応じない。また、この公表内容には、提案者の事業者名及び審査会評価点を含むものとする。審査結果は、審査終了後速やかに全提案者に書面で通知する。

(5) 審査結果への疑義

提案者は、審査結果について疑義がある場合は、公表日の翌日から起算して7日以内に書面(様式任意)により、その理由の説明を求めることができる。

(6) その他

・審査過程において提案書の内容に疑義が生じた場合は、提案者に照会する場合がある。

11. 提案者の失格

当該プロポーザルの実施において、次の事項に該当した場合、失格とする。万一、特定者が失格した場合は、次点の事業者を特定者とする。

(1) 審査に関する不当な要求を申し入れた場合

(2) 当該実施要領に定める「4 参加資格要件」を満たさなかった場合

(3) 提出書類に虚偽又は不正があった場合

(4) 提出書類の提出期限を経過してから提出書類が提出された場合

(5) その他不正行為があった場合

12. その他留意事項

(1) プロポーザルの手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 当該案件に関する事項については文書(FAX,メールを含む。)によるものとし、電話または口頭による問い合わせには一切回答しない。

(3) 提案書の提出は、1者1提案とする。

(4) 提案書を受理した後は、その追加及び修正は認めない。

(5) 提案書等の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用については、提案者の負担とする。

(6) 提案書類を含む提出された全ての書類等は、本市の情報公開の対象とする。

(7) 提出された全ての書類は、返却しない。

(8) 参加者は、参加申請書の提出をもって、本実施要領の記載内容に同意したものとする。

(9) 提案書作成のために発注者より受領した資料については、発注者の了解を得ずに公表又は使

用することはできない。

13. 契約の締結について

- (1) 事業の実施に際しては、提案書の内容をそのまま実施することをあらかじめ約束するものではない。したがって、審査の結果、特定された提案者と市が業務の内容の詳細を別途、協議、調整のうえ、提案の内容を一部変更して契約する場合がある。
- (2) 前記協議において、契約条件が整わない場合は、次点の事業者と協議を行うものとする。

14. 問い合わせ先

茅野市 上下水道課 下水道整備係 (担当：柳澤)

〒391-8501 長野県茅野市塚原2-6-1

電話：0266-72-2101 (内線656)

メール：jogesuido@city.chino.lg.jp